

議案第69号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
別表第8(第27条関係) 日額報酬表 【別記 参照】 備考 1～3 (略)	別表第8(第27条関係) 日額報酬表 【別記 参照】 備考 1～3 (略)

【別記】

(現行)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	<u>7,010円</u>
運動指導員	<u>7,110円</u>
保育補助員及び介助員	<u>7,320円</u>
~~~~~	~~~~~
栄養士	<u>7,320円</u>
~~~~~	~~~~~
軽作業員	<u>7,010円</u>
調理補助員	<u>7,010円</u>
調理員	<u>7,110円</u>
重作業員	<u>7,320円</u>
~~~~~	~~~~~

(改正案)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	<u>7,370円</u>
運動指導員	<u>7,470円</u>
保育補助員及び介助員	<u>7,690円</u>
~~~~~	~~~~~
栄養士	<u>7,690円</u>
~~~~~	~~~~~
軽作業員	<u>7,370円</u>
調理補助員	<u>7,370円</u>
調理員	<u>7,470円</u>
重作業員	<u>7,690円</u>
~~~~~	~~~~~


議案第71号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例(平成6年条例第52号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(一般廃棄物処理手数料等)</p> <p>第21条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る <u>一般廃棄物の排出者から別表第1に定める手数料を徴収する。</u></p> <hr/> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市長は、法第13条第2項の規定により処理を行う産業廃棄物の排出者から別表第3に定める費用を徴収する。</u></p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p>(手数料等の減免)</p> <p>第22条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより <u>前条第1項から第4項までに規定する手数料又は費用を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表第1(第21条関係)</p> <p>(その1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(その2)</p> <p>(略)</p> <p>(その3)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 (略)</p> <p><u>別表第3(第21条関係)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(一般廃棄物処理手数料等)</p> <p>第21条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、<u>一般廃棄物の排出者から別表第1に定める手数料を徴収する。一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処分する場合の手数料の徴収についても、同様とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>(手数料等の減免)</p> <p>第22条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより <u>前条第1項から第3項までに規定する手数料又は費用を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表第1(第21条関係)</p> <p>(その1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(その2)</p> <p>(略)</p> <p>(その3)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記1】

(現行)

種別	取扱区分	単位	手数料
<u>ごみ</u>	<u>事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>70 円</u>
<u>粗大ごみ(破碎処理を要するものに限る。)</u>	<u>一般家庭から排出されるごみを直接搬入する場合(粗大ごみと他のごみを併せて搬入する場合は、その合計重量とする。)</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>90 円</u>
	<u>事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>150 円</u>

(改正案)

種別	取扱区分	単位	手数料
<u>事業系ごみ</u>	<u>事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>100 円</u>
<u>事業系資源ごみ</u>	<u>事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>80 円</u>
<u>事業系植木ごみ</u>	<u>事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>100 円</u>
<u>事業系粗大ごみ(破碎処理を要するものに限る。)</u>	<u>事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>220 円</u>
<u>家庭系粗大ごみ(破碎処理を要するものに限る。)</u>	<u>一般家庭から排出されるごみを直接搬入する場合(粗大ごみと他のごみを併せて搬入する場合は、その合計重量とする。)</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>90 円</u>

【別記2】

(現行)

種別	取扱区分	単位	手数料	
			収集、運搬及び処分をするもの	処分のみをするもの
浄化槽汚泥	規則で定める搬入許可を受けたものに限る。	1.8キロリットルにつき	—	<u>1,000円</u>

(改正案)

種別	取扱区分	単位	手数料	
			収集、運搬及び処分をするもの	処分のみをするもの
浄化槽汚泥	規則で定める搬入許可を受けたものに限る。	1.8キロリットルにつき	—	<u>1,500円</u>

議案第72号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年条例第23号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 水道法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後_____)、5年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校_____において土木科又はこれに相当する</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 水道法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する</p>

課程を修めて卒業した後、7年以上水道
に関する技術上の実務に従事した経験を
有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上
の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 水道法第19条第3項の条例で定める
資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる
資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する
学校において土木工学以外の工学、理学、
農学、医学若しくは薬学に関する学科目又
はこれらに相当する学科目

を修
めて卒業した後(学校教育法による専門職
大学の前期課程にあつては、修了した後)、
同条第1号に規定する学校を卒業した者
については4年以上、同条第3号に規定する学
校を卒業した者(同法による専門職大学の
前期課程にあつては、修了した者)につい
ては6年以上、同条第4号に規定する学校を
卒業した者については8年以上水道に関
する技術上の実務に従事した経験を有する
者

課程を修めて卒業した後、7年以上水道等
に関する技術上の実務に従事した経験を
有する者(3年6月以上水道に関する技術上
の実務に従事した経験を有する者に限
る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電
気科又はこれらに相当する課程を修めて
卒業した後、8年以上水道等に関する技術
上の実務に従事した経験を有する者(4年
以上水道に関する技術上の実務に従事し
た経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上
の実務に従事した経験を有する者(5年以
上水道の工事に関する技術上の実務に従
事した経験を有する者に限る。)

(8) (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 水道法第19条第3項の条例で定める
資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する
学校において土木工学科若しくは土木科
又はこれらに相当する課程を修めて卒業
した後(学校教育法による専門職大学の前
記課程にあつては、修了した後)、同条第1
号に規定する学校を卒業した者について
は3年以上、同条第3号に規定する学校を卒
業した者(同法による専門職大学の前期課
程にあつては、修了した者)については5
年以上、同条第5号に規定する学校を卒業
した者については7年以上水道に関する技
術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する
学校において工学、理学、
農学、医学若しくは薬学の課程又はこれら
に相当する課程(土木工学科及び土木科並
びにこれらに相当する課程を除く。)を修
めて卒業した後(学校教育法による専門職
大学の前期課程にあつては、修了した後)、
同条第1号に規定する学校を卒業した者
については4年以上、同条第3号に規定する学
校を卒業した者(同法による専門職大学の
前期課程にあつては、修了した者)につい
ては6年以上、同条第5号に規定する学校を
卒業した者については8年以上水道に関
する技術上の実務に従事した経験を有する
者

(3) (略)

(4) 国土交通大臣の登録を受けた者が行う
水道の管理に関する講習の課程を修了し
た者

(5) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、第2号又は第3号に掲げる者
と同等以上の技能を有すると認められる
者

(3) (略)

(4) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、前3号に掲げる者
と同等以上の技能を有すると認められる
者

議案第73号

宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市下水道条例(昭和49年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第13条の2 次の各号に掲げる項目に関しそれぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置又は必要な措置をしてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる項目以外の項目で、地方公共団体の条例により、公共下水道が接続する流域下水道からの放流水について排水基準が定められているもの(第4号に掲げる項目に類似した項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。)</p> <p>当該排水基準に係る数値又は状態</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第13条の2 次の各号に掲げる項目に関しそれぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置又は必要な措置をしてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる項目以外の項目で、地方公共団体の条例により、公共下水道が接続する流域下水道からの放流水について排水基準が定められているもの(第4号に掲げる項目に類似した項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。)</p> <p>当該排水基準に係る数値又は状態</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第74号から第76号まで

令和5年度宝塚市水道事業会計決算認定、令和5年度宝塚市下水道事業会計決算認定
及び令和5年度宝塚市病院事業会計決算認定について
地方公営企業法(抜粋)

(決算)

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日(同条第6項に規定する定例日をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
- 5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7・8 (略)

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

議案第77号

工事請負契約（（都）競馬場高丸線道路新設改良工事（その3））の締結について

- 1 工事期間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和7年(2025年)3月31日
- 2 設計者 川西市小戸2-5-15 小戸マンション5階
株式会社森エンジニアリング 兵庫営業所
営業所長 山田 隆幸
- 3 予定価格 ¥364,657,700.-
(入札書比較価格 ¥331,507,000.-)
- 4 最低制限価格 変動型最低制限価格 ¥244,067,991.-
(入札書比較価格 ¥221,879,992.-)

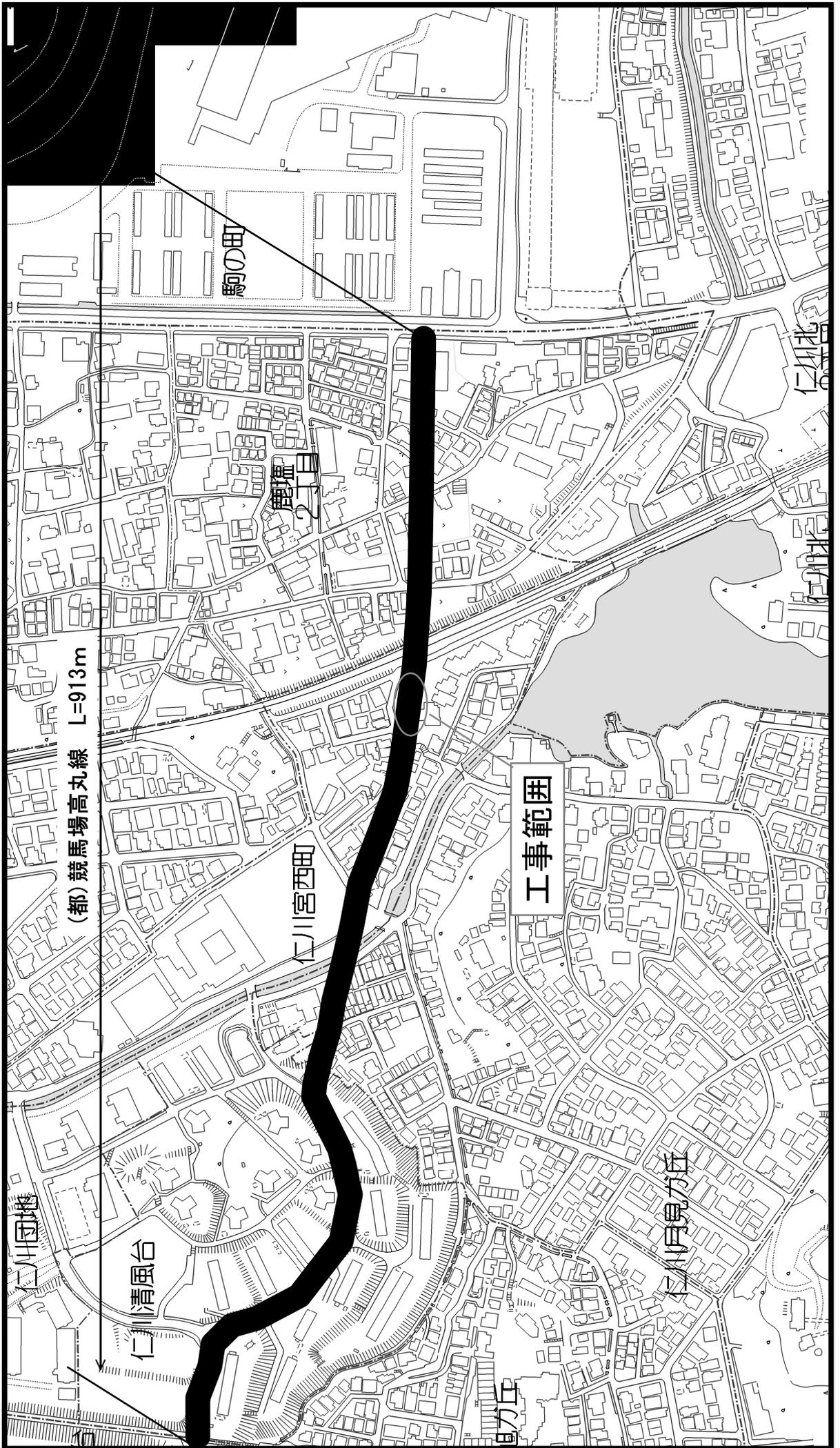
5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

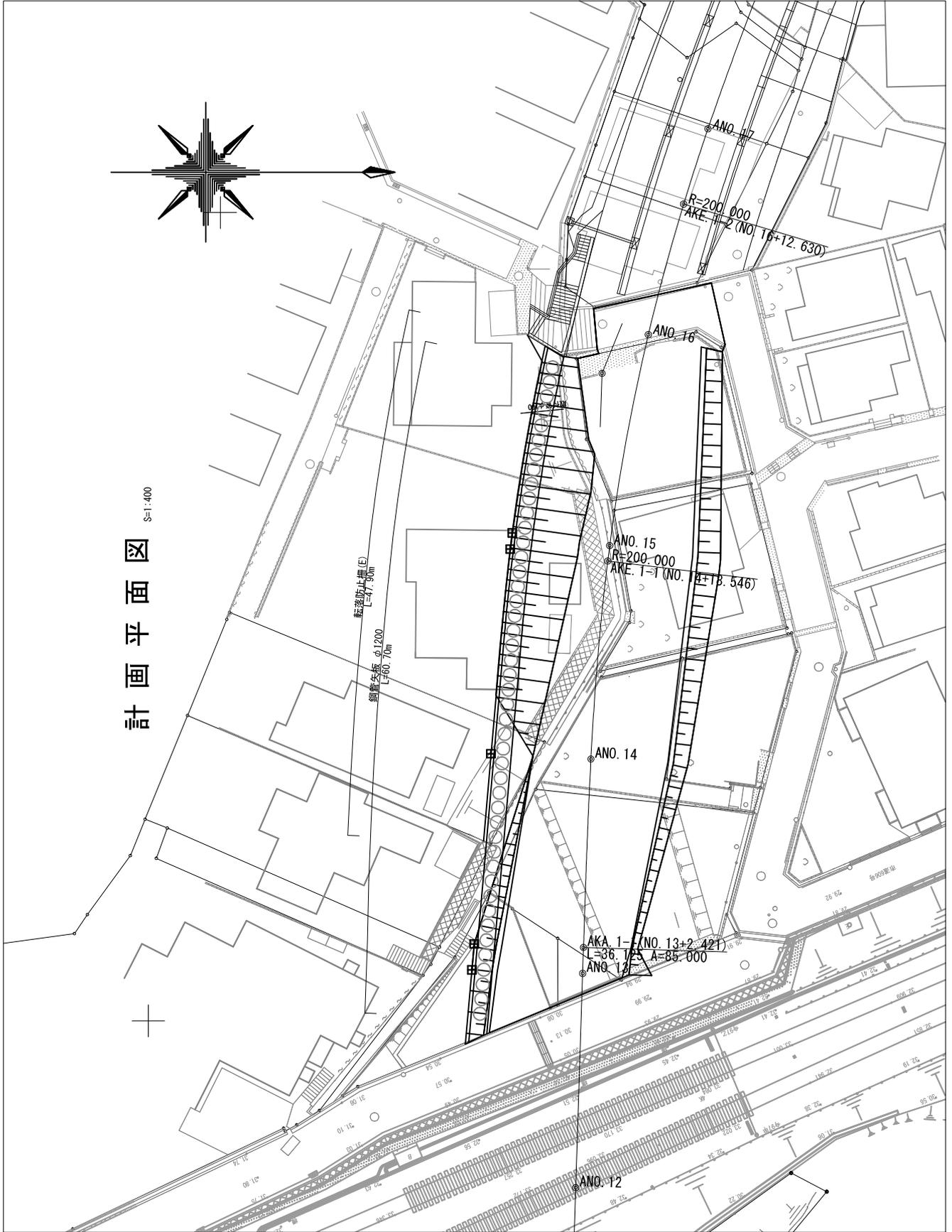
入札参加業者名	入札価格（円）	
(株) 香 山 組	229,500,000	落札
(株) 大 城 工 業 所	249,350,000	
金山建設工業(株)	257,697,000	
(株) ハ マ ダ	260,000,000	
池 田 建 設 (株)	266,000,000	
伊 藤 建 設 (株)	273,700,000	
淡 路 土 建 (株)	291,000,000	
宇 都 宮 建 設 (株)	217,900,000	失格

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥22,950,000.-
- 7 そ の 他 付近見取図、計画平面図、標準横断図及び擁壁展開図（別紙添付）

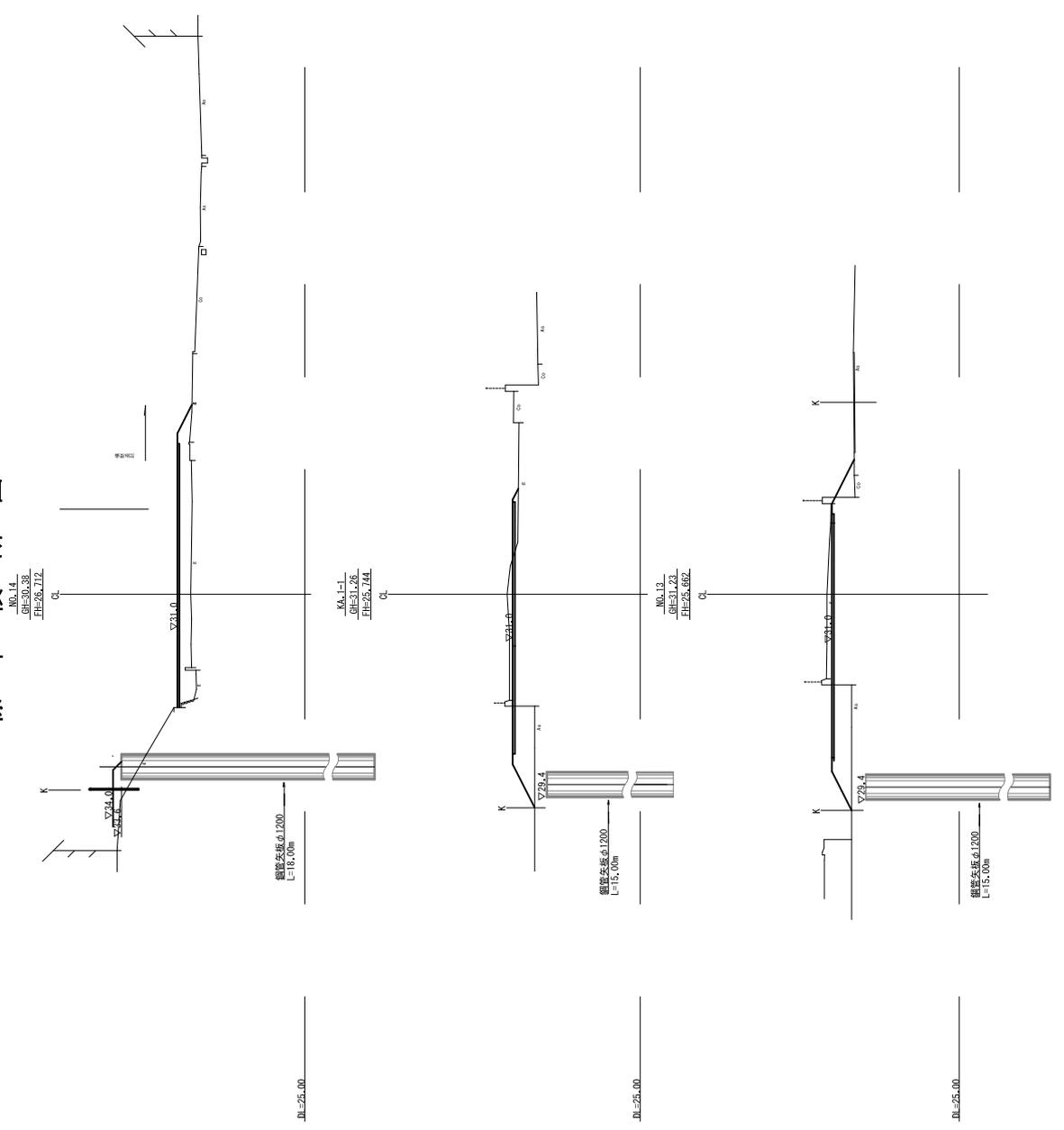
付近見取図 1:4,000





計画平面図
S=1:400

標準横断面 S=1:100



議案第78号

財産（消防救急デジタル無線システム機器）の取得について

- 1 契約の方法 随意契約
- 2 見積参加業者名及び見積結果

見積参加業者名	見積金額（円）
日本電気(株) 神戸支社	108,000,000

 決定

（見積金額には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。）

- 3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ￥10,800,000.-
- 4 随意契約の経緯

消防救急デジタル無線システム(以下「無線システム」という。)は、他の通信環境の影響を受けることなく、消防機関が個別で伝達できる消防通信網であり、消防活動になくてはならない設備である。

本市が保有する無線システムは日本電気株式会社製の機器で構成されており、今回実施する一部の機器更新に伴い、既存の各構成機器の設定調整等も併せて行う必要がある。

これらの作業を安全かつ確実に行うことができるのは、無線システムを開発、設置した日本電気株式会社のみであるため、同社を随意契約の相手方に決定した。

議案第79号

財産（救急自動車）の取得について

- 1 契約の方法 一般競争入札
- 2 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札価格(円)	
兵庫トヨタ自動車(株)	21,300,000	落札
兵庫日産自動車(株)	21,480,000	
日本船舶薬品(株)	23,000,000	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 3 契約金額のうち消費税額及び地方消費税額 ¥2,130,000.-

議案第80号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 損害賠償の対象

交通費	3,600円
慰謝料	630,000円
合計	633,600円

(2) 過失による市の負担割合 100%

(3) 市の相手方に対する賠償金額 633,600円

※治療費18,132円については、本市のこども医療費助成制度により本人負担なし。

議案第 8 1 号及び第 8 2 号

公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

議案第83号から第89号まで

市道路線の認定、西宮市道路線の認定の承諾及び市道路線の認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の廃止又は変更)

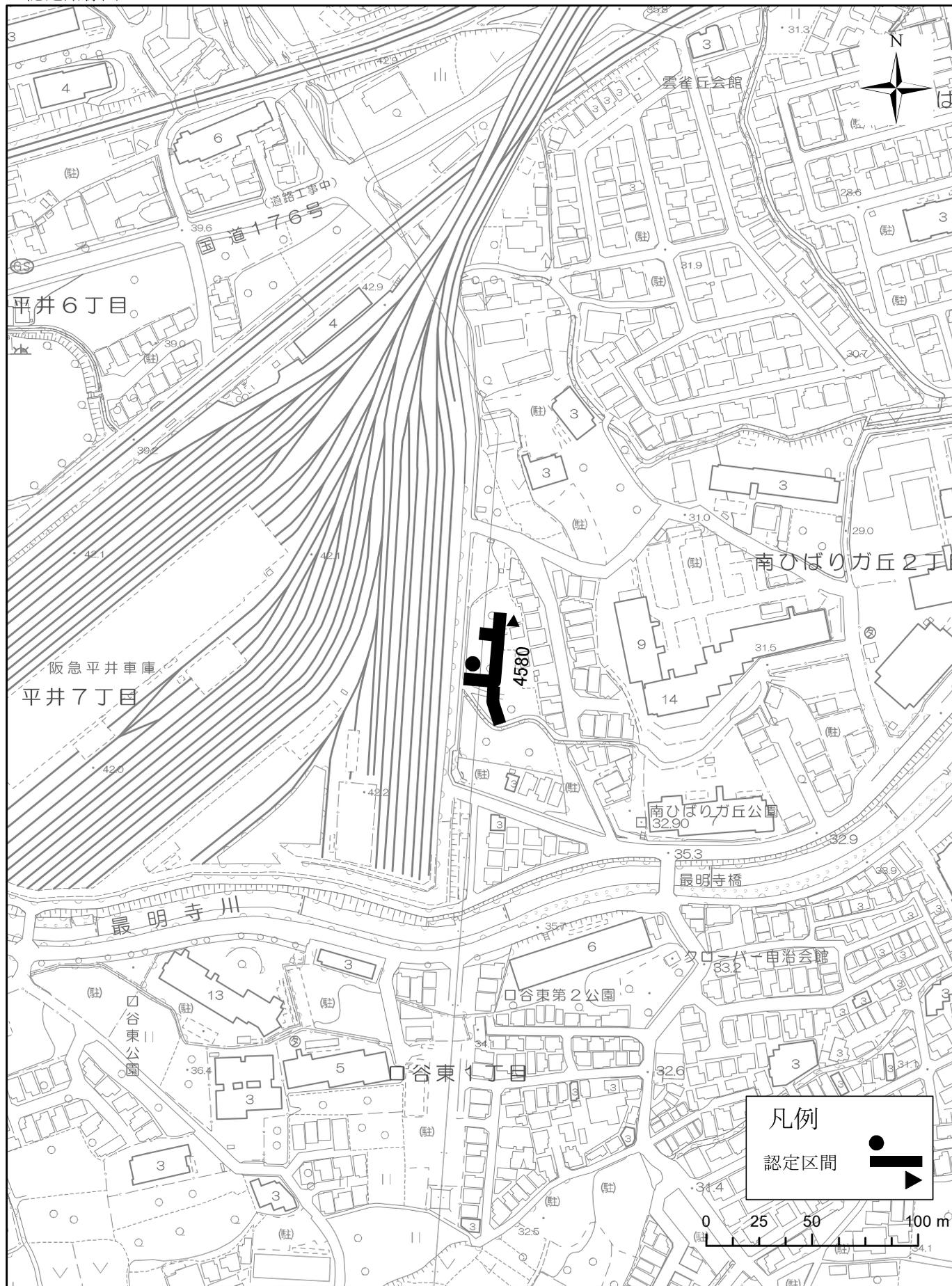
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第83号

市道路線の認定について

認定路線図



議案第84号

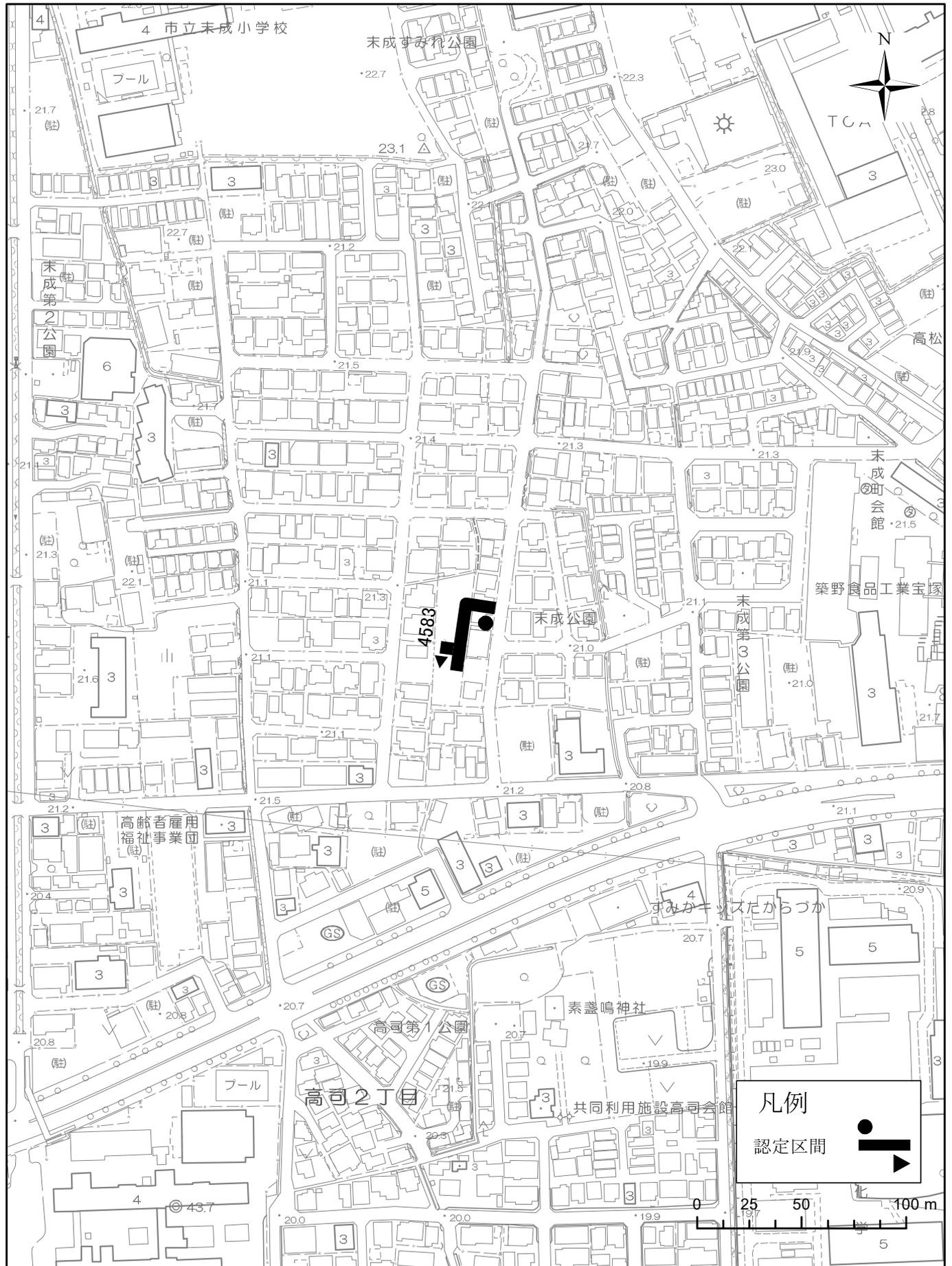
市道路線の認定について

認定路線図



議案第86号

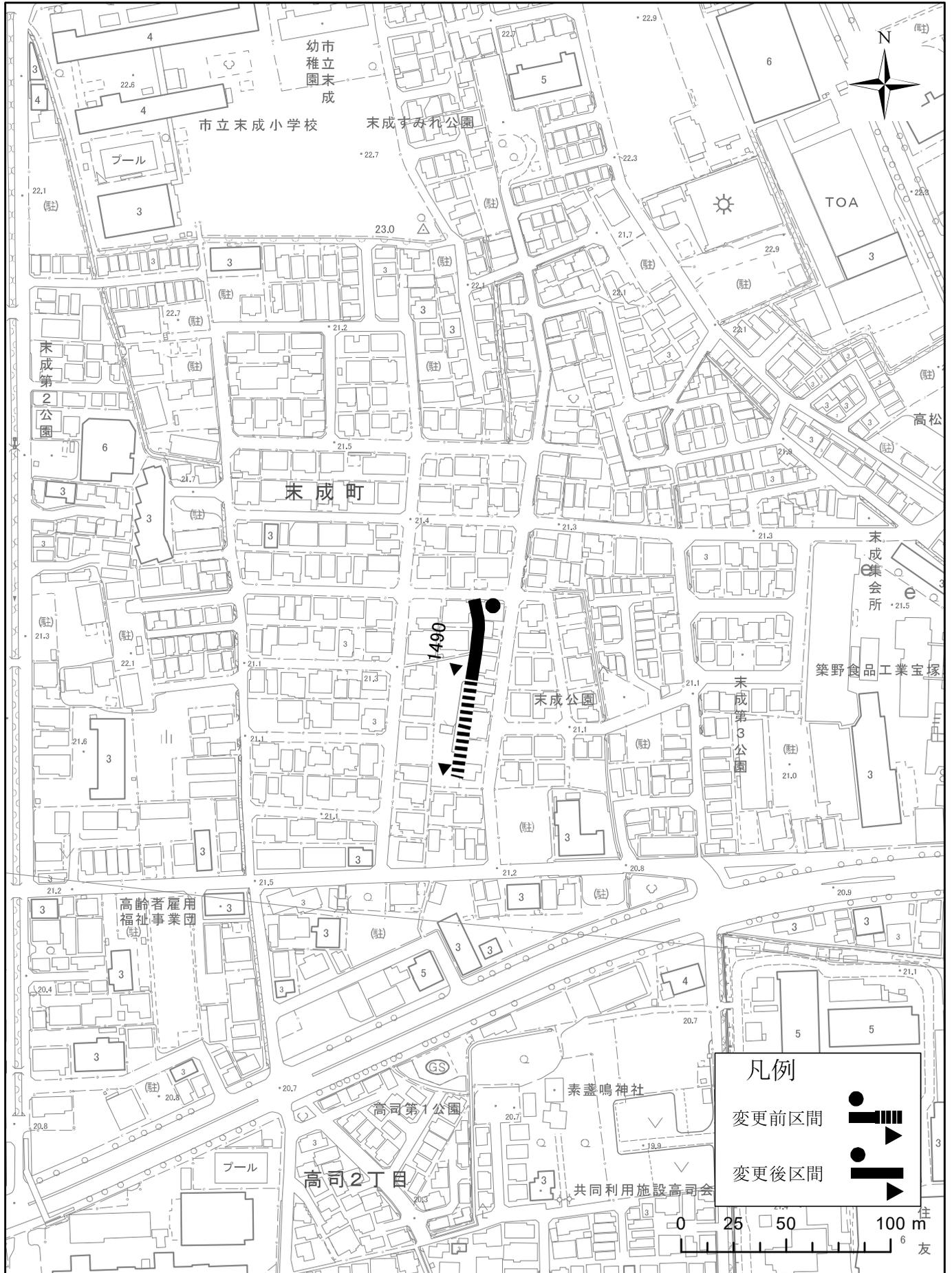
市道路線の認定について
認定路線図



議案第88号

市道路線の認定変更について

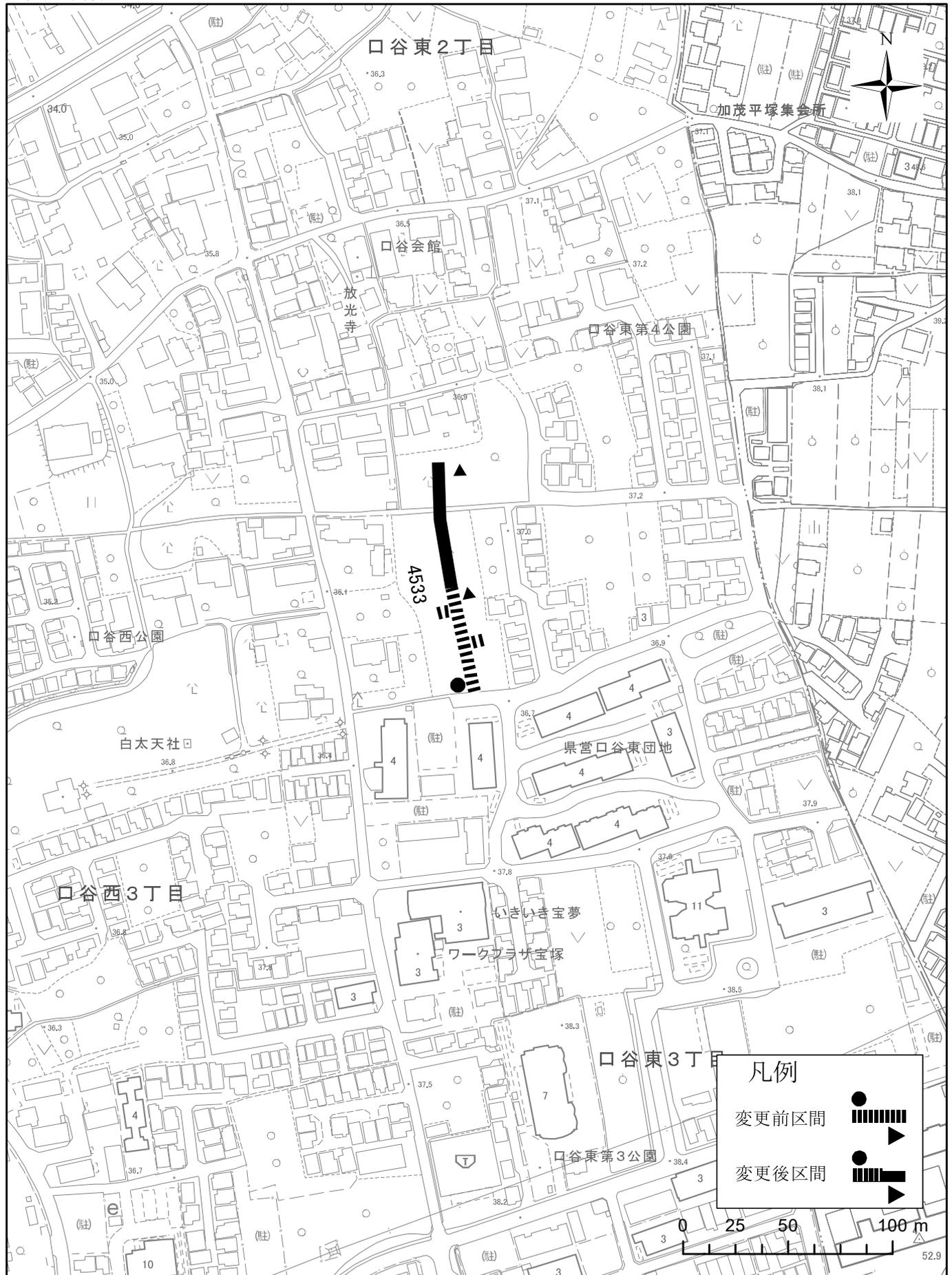
認定路線図



議案第89号

市道路線の認定変更について

認定路線図



諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所

[Redacted]

氏 名

登日綱 勢津子

生年月日

[Redacted]

学 歴

[Redacted]

職 歴

昭和54年 4月	宝塚市立長尾台小学校教諭
平成23年 4月	宝塚市立良元小学校教頭
平成26年 4月	宝塚市立良元小学校校長
平成28年 4月	宝塚市立長尾小学校校長
令和 2年 4月	宝塚市教育委員会会計年度任用職員
令和 6年 4月	公益財団法人日本教育公務員弘済会兵庫支部参事 現在に至る。
令和 6年 4月	宝塚市人権教育指導員 現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

※個人情報保護のため一部マスクングしています。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所 [REDACTED]
氏名 古村 福子
生年月日 [REDACTED]
学歴 [REDACTED]
職歴
昭和41年10月 宝塚市役所 入庁
平成17年 4月 宝塚市役所 再任用
平成22年 4月 良元コミュニティ理事
平成22年 7月 宝塚市公民館運営審議会委員
平成25年 9月 協働のまちづくり促進委員会委員
平成26年 4月 小林自治会副会長
平成26年 5月 良元コミュニティ防災防犯部長
平成27年 4月 行政相談委員
現在に至る。
平成28年 5月 宝塚市建築審査会委員
現在に至る。
平成29年 4月 小林自治会会長
平成29年 5月 良元コミュニティ副会長
現在に至る。
平成31年 4月 小林自治会副会長
現在に至る。
令和 4年 4月 人権擁護委員
現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

※個人情報保護のため一部マスキングしています。

諮問第5号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所 [REDACTED]
氏 名 福 住 恭 子
生年月日 [REDACTED]
学 歴 [REDACTED]
職 歴 平成23年 9月 特定非営利活動法人かなで勤務
現在に至る。
平成25年12月 民生委員・児童委員
現在に至る。
平成26年 4月 宝塚市人権審議会委員
平成28年 4月 関西歌劇団理事
平成29年 9月 株式会社ロザリオコレクション取締役
現在に至る。
平成31年 4月 人権擁護委員
現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

※個人情報保護のため一部マスキングしています。